

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件があります。本日の会議開催に当たり、説明員の佐々木豊仁観光交流課長及び佐々木雅昭学校教育課長が欠席のため、渥美大介観光交流課観光施設係長及び増田義和学校教育課課長補佐兼こども育成係長がそれぞれ代理出席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第32号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第33号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議第34号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第35号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第36号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第37号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第38号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

これより、各常任委員会から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） まず、産業厚生委員長、鈴木 孝君の報告を求めます。

11番 鈴木 孝君。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝君登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝君） 産業厚生委員会審査報告。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称。

- 1) 議第33号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第36号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第37号 令和5年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。
- 4) 議第38号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

2. 審査の経過。

6月27日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より齋藤市民保健課長、土屋税務課長、糸賀産業振興課長、佐々木観光交流課長、平井建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第33号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない条例改正であると認めた。

- 2) 議第36号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

- 3) 議第37号 令和5年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない補正予算であると認めた。

- 4) 議第38号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長(中村 敦君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 江田邦明君。

○13番(江田邦明君) 議第37号 令和5年度下田市一般会計補正予算案(第3号)に関係する二つの事業について質問をさせていただきます。

補正予算書の19ページ、0246事業、移住交流居住推進事業並びに23ページ、4050商工業振興事業のうち、空き店舗等活用創業支援事業補助金、この2点についてでございますが、さ

きの本会議におきまして、産業厚生委員会委員のほうから、この2点について質問がございましたので、さらに審査を深めます産業厚生委員会におきましては、審査の過程においてどのような質問、要望、意見などが挙げられたかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中村 敦君） 委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝君登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝君） まず、0246移住交流居住促進事業ですが、まず、下田に移住して間もない地域おこし協力隊が1人で移住交流の窓口になって業務を行っているのは無理があるのではないかという質問がありました。そしてまた、産業振興課とのワーキングスペースの2か所で移住交流の窓口とすることは、相談者がどこへ相談に行けばよいかということが明確にならないため、相談者がたらい回しになってしまうということも考えられ問題があるんじゃないかという質問がございました。

あともう一つは、地域おこし協力隊1人でなく、2人、3人のチームとしてソフトの体制や協力隊が地域と結びつくためのコーディネーターを配置する必要があるのではないかという質問がありました。それに対して、連携をとれるような体制づくりをしていくという回答がありました。また、各地区の区長さんなどとも交流を進めていく、連携が進めていけるように考えていくという回答がございました。

そして、4050事業、商工業振興事業の空き店舗等活用創業支援事業補助金についてですが、本会議であったとおり、同じ事業者による複数の申請が懸念されるということが指摘がございました。ただ、いろいろな資料を提供していただきまして、同じ事業者が複数の申請をしていることはないことが確認されました。ただ、その空き店舗で事業させるための土地や建物を貸す人が複数の補助金を利用して、複数の事業者に商売をさせることができるんじゃないかということの指摘がございましたけれども、その部分は確認が取れていないということでございます。

また、平等性がなくなることを懸念されるという意見がございましたが、当局としては、空き店舗の活用を促進するという事業であるため、そこに1人の方が何件申請しても構わないんじゃないかという意見もございました。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） まず、一つずつ、事業ごとに質問させていただきます。

移住交流居住推進事業の観点でございます。こちら、昨年度の補正予算の中でも、私が当

時所属していました産業厚生委員会におきまして、移住コーディネーター部門の地域おこし協力隊、下田に来て間もない方がそういったコーディネートできるのかという、当局のほうに複数の委員が質問しました。その際、今回と同じように、当局のほうからは、商工会議所や地元のほうが積極的に協力して、地域おこし協力隊のサポートをしていくという答弁がございました。しかしながら、ここに来て同じような事象が起きているということで、そのことについて当時を振り返り、委員から同じような質問があったかどうかお尋ねをさせていただきます。

3回ですから、もう一つの事業のほうも確認させていただきます。

空き店舗等活用創業支援事業補助金については、こちらも当初予算の中で、産業厚生委員会の中で、これは私のほうが同一事業者に同一年度内で補助金を使うのは平等性に欠けるのではないかという質問に対し、当時、当局のほうからは、そういった考えもあるということで、今後要綱等で検討していきますということでしたが、要綱のほうは一向に改善がされておりませんでした。今回、補正予算にあったt o t oスポーツ振興くじにおいても、同一自治体において同一補助金は年度内というような規則がある中で、当局は同じような空き店舗活用が目的だから、同一事業者が複数回使ってもいいというような答弁があったということでしたが、このことについて、再度委員のほうからは要綱を見直すべきといったような発言があったかどうかお尋ねさせていただきます。

○議長（中村 敦君） 委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝君登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝君） 地域をおこし協力隊員のサポートということについては、先ほども申し上げましたけれども、2人、3人のチームとして進めていくべきとか、結びつくためのコーディネーターを配置して、改善、よくしていくという意見はございましたが、以前に指摘したにもかかわらず、改善が見られないという指摘はございませんでした。

そして、空き店舗活用の補助金の要綱の見直しなんですけど、ほかに指摘があったのは、週1回以上、3年以上経営をしていくという決まりがあり、3年以内に店舗を閉めた場合は返還措置があるということは確認しましたが、その確認の方法はどういうことなのかという質問はありましたけれども、何店舗もしていいかということに対しての要綱の見直しということについては質問がございませんでした。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ほかにありませんか。

これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。

次に、総務文教委員長、土屋 仁君の報告を求めます。

4番 土屋 仁君。

〔総務文教委員長 土屋 仁君登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 議第32号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

2) 議第34号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第35号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第37号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

2. 審査の経過。

6月27日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より増田学校教育課課長補佐外、須田総務課長、鈴木企画課長、新谷財務課財政係長外、土屋防災安全課長、土屋税務課長、芹澤福祉事務所長、平川生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第32号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

2) 議第34号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

3) 議第35号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

4) 議第37号 令和5年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長(中村 敦君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 敦君) これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第32号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 敦君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 敦君) 御異議はないものと認めます。

よって、議第32号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第33号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第33号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第34号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第34号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第35号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第35号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第36号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第36号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第37号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第37号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第38号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第38号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教委員長、産業厚生委員長のそれぞれの委員長から、お手元に配付してありますように、議会閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会の申出のとおり、令和5年度議会閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、各常任委員会所管事務調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（中村 敦君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年6月下田市議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時25分閉会